

効率的な

行政運営について

新風会

多比良和伸

**問** 市の人口は、今や1万9千人を割り込み今後さらに減少するとされています。また市民のニーズは時代とともに多様化し、行政サービスも多岐にわたります。

**答** 今後へ向け、それらニーズに柔軟な対応ができる組織づくりが必要であり、将来的には人口規模にあった組織にすべきと考えますが市長の考えを伺います。

**問** これまで市は、人口減少、行財政改革から、一般行政職の退職者分の一部を不補充とするなどして、行政サービスの水準を維持しながら少ない人員による効率的な行政組織の確立に努めています。

**問** 課によって遅くまで残業している。今後残業部署をサポートする総合職員を配置、育成する考えはないか伺います。

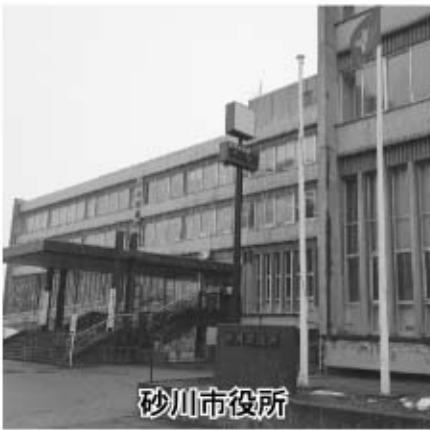
**答** その場所です事務に精通しないと難しいこともあろうかと思いますが、いろいろな業務に応じてそのような職員の育成等を図らなければならぬと考えています。

**問** 窓口の在り方は分かりにくいので総合窓口を設置し、案内する考えはないか伺います。

**答** わかりやすい対応ができる窓口体制を検討する時期に来ていると思っております。

**問** 人口増減に伴って職員数の目安を作ること、人口が減少したら部制を廃止するといった考えはないか伺います。

**答** 市は市民一人当たりに対応する職員数の厳しさは空知トップクラスです。また職、立場が人を育てるといふ部分もあることから、部制は維持していきたい。



砂川市役所

「道の駅」の設置について

市民の声

小黒 弘

**問** 砂川市内に「道の駅」はありません。市内の国道12号線は一日当たり2万台もの車が行き交い、平成27年にはスマートインターチェンジもできます。

**答** 砂川にもいろいろ良い所、良いものがあるので、情報発信するためにも「道の駅」を設置できれば、まちの活性化にも繋がるとは思います。設置するための条件、手法について伺います。

**問** 道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興に寄与するものとして、休憩、情報発信、地域連携の機能を有し、また最近では、災害時における防災機能も有する施設とされており、国土交通省が定める「道の駅」登録・案内要綱の登録要件に合致する施設について、市町村長からの申請に基づき国土交通省において登録するものです。

**答** 登録要件は、24時間利用可能な駐車場とトイレを備え、道路情報などの情報提供施設、物産施設や

観光案内所などの地域振興施設を設置しているものとされています。

**問** 道の駅の設置者は、市町村又はそれに代わり得る公益法人など公共的な団体が設置し、道路管理者と自治体の一体整備型と自治体の単独整備型があります。

**問** 市内に道の駅を設置するには、市のやる気があればできるものなのか伺います。

**答** 現在、国道の道路管理者である国が一体整備型として行う話は今のところ聞いていないので、単独整備型であれば可能ではないかと考えています。



道の駅ロゴマーク

## 特別養護老人ホームの増床計画について

日本共産党  
土田 政己

**問** 市長は3年前の市長選挙の公約に「特別養護老人ホームの増設」を掲げられましたが、主要な政策課題だと思えますので、老人ホームの増床計画について伺います。

**答** 現在、市内にある特別養護老人ホームは、社会福祉法人砂川福祉会が運営する福寿園があり、定員は100名です。

介護保険制度では、保険者である市町村が3年ごとに見込まれる施設介護を含めた介護サービス量を推計し、介護保険料の額や整備すべき介護サービスなどを盛り込んだ「介護保険事業計画」を策定することとされており、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどを新たに整備する場合、第1号被保険者である65歳以上の市民の皆様にご負担いただく介護保険料の引き上げに繋がることから慎重に検討する必要があります。

しかし、本市の高齢化率は既に33%を超え、今後さらに上昇する

ことが見込まれていることに加え、福寿園の待機者数の状況を勘案しますと近い将来において、特別養護老人ホームの増床が必要な時期は来るものと考えています。

平成26年度は、平成27年度を初年度とする「第6期砂川市介護保険事業計画」の策定年度ですので、介護保険制度の動向を注視するとともに、介護サービスを提供する事業者の意向も考慮の上、整備を要する介護サービスを検討して、平成27年度から29年度までの3年間の計画の中に盛り込んでいきたいと考えています。



## 健康マイレージ制度の導入について

新風会  
沢田 広志

**問** 「健康マイレージ」とは、健康づくりを促進する新しい仕組みで、日々の運動や食事などの生活改善、健康診断の受診、健康講座、ボランティアなどの社会参加など健康づくりメニューを行った住民が特典を受け、その特典で健康づくりを行った住民に対して発行する優待カードを「カード協力店」へ提示し、各店が用意したサービスを1年間利用できます。

この制度の目的は、市民一人ひとりの豊かな人生と健康長寿の実現、健康的な生活習慣を身につけ、その動機付け支援と健康的な生活習慣の定着を促すことです。この制度の導入について伺います。

**答** この制度の先進事例である静岡県が、ふじのくに健康マイレージ事業を県レベルで取組み、藤枝市や浜松市をはじめ県内の8市町が参加し、市町で決定した健康づくりメニューを行った住民へ協力店が提供するサービスを利用でき、住民の健康づくり活動への参加が

促進され、楽しみながら健康づくりに取組み、一定の効果があるものと考えます。この制度の導入には、ポイントを付与する健康づくり活動の選択や特典を提供していただける協力店の募集など検討すべき課題があり、市では今年度から国保特定検診の検診料の引き下げ、一定のがん検診に対して無料クーポン券の配布など、この制度と手法は異なりますが、健康づくり活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでいます。今後、健康マイレージ制度の導入について、先進事例などを調査・研究します。



静岡県「ふじのくに健康いきいきカード」